

経 済 産 業 省

20220328産第2号
令和4年4月15日

計量行政審議会
会長 齋藤 保 殿

経済産業大臣 萩生田 光一

計量行政審議会に対する諮問について

貴審議会に対し、計量法第157条第2号及び第3号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

同法第134条第4項の規定による指定の取消し及び同法第135条第1項の規定による特定標準器による校正等の実施について、別紙のとおりとすることいかん。

諮問の内容

- | | |
|----------------|---|
| 1. 電気（直流・低周波） | 特定副標準器の指定の取消し |
| 2. 濃度 | 標準物質（標準ガス）の値付けの実施
標準物質（pH標準液以外の標準液）の
値付けの実施 |
| 3. 放射線・放射能・中性子 | 特定標準器による校正等の実施 |

1. 電気（直流・低周波）

特定副標準器の指定の取消し

指定の取消しを行う計量器（法第134条第4項）

ジョセフソン効果電圧測定装置であって、日本電気計器検定所が保管するもの

2. 濃度

(1) 標準物質（標準ガス）の値付けの実施

① 特定標準器による校正等に用いる特定標準物質

<p>特定標準物質（法第135条第1項）</p>
<p>揮発性有機化合物14種混合標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造用精密天びん、標準ガス調製装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの</p>

② ①の特定標準物質を用いた特定標準器による校正等の実施

<p>特定標準器による校正等の実施（法第135条第1項）</p>	
<p>特定標準器による校正等を行う者</p>	<p>特定標準器による校正等を行う標準物質</p>
<p>一般財団法人化学物質評価研究機構</p>	<p>揮発性有機化合物14種混合標準ガスのうち窒素希釈のものであって、1, 1-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、<i>cis</i>-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、四塩化炭素、ベンゼン、1, 2-ジクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、<i>cis</i>-1, 3-ジクロロプロペン、<i>trans</i>-1, 3-ジクロロプロペン、塩化ビニル及び<i>trans</i>-1, 2-ジクロロエチレンの各濃度が1 volppmのもの</p>

(2) 標準物質（pH標準液以外の標準液）の値付けの実施

① 特定標準器による校正等に用いる特定標準物質

特定標準物質（法第135条第1項）
チタン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの

② ①の特定標準物質を用いた特定標準器による校正等の実施

特定標準器による校正等の実施（法第135条第1項）	
特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	チタン標準液であって、濃度が1 g/Lのもの

3. 放射線・放射能・中性子

国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管する特定標準器であるグラフアイトカロリメータによる校正の実施

特定標準器による校正等の実施（法第135条第1項）	
特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
経済産業大臣 （ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所）	吸収線量を計量する計量器を校正するために用いられる水吸収線量用電離箱式線量計であって1 Gy以上100 Gy以下の一定の水吸収線量（公称加速電圧が9 MV、12 MV、15 MV及び18 MVで加速された電子により生じた電子線の水吸収線量をいう）を計量するもの